

別表十四の二 「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の6（《連結事業年度における寄附金の損金不算入》）（措置法第68条の96第1項（《認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例》）（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第14項（《租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は措置法第68条の88第3項（《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず、中段の「指定寄附金等に関する明細書」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に上段の欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の16（《寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算》）の規定により各連結法人に帰せられる金額について各連結法人ごとに別葉に記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載します。	
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額5」、「完全支配関係がある法人に対する寄附金額23」	各連結法人が当期に支出した寄附金の額のうち当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対する寄附金の額を合計して記載します。	
「寄附金支出前連結所得金額8」	「6」＋「7」により算出される金額がマイナスとなる場合には0と記載します。	
「 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額9」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結法人（その連結親法人が連結事業年度終了の時に於いて資本又は出資を有しないものに限ります。）の連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 同上の $\frac{\cancel{2.5} \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 (2) その他の連結事業年度である場合 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } \cancel{1.25}}{100}$ 相当額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額 10」	連結親法人の期末時における連結個別資本金等の額を記載します。	連結親法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、記載する必要はありません。
「同上の月数換算額 (10) × $\frac{11}{12}$ 」	分子の空欄には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。)を記載します。	
「一般寄附金の損金算入限度額 ((9) + (12)) × $\frac{1}{2 \text{ 又は } 4}$ 13」	(1) 連結親法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、記載する必要はありません。 (2) 資本又は出資を有する連結親法人にあつては、次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 イ 連結法人の連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 $((9) + (12)) \times \frac{1}{\cancel{2 \text{ 又は } 4}}$ ロ 連結法人の連結親法人事業年度が平成24年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 $((9) + (12)) \times \frac{1}{2 \text{ 又は 4}}$	
「寄附金支出前連結所得金額の $\frac{5 \text{ 又は } 6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{5 \text{ 又は } 6.25}{100}$ 14」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結法人の連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 $(8) \times \frac{\cancel{5 \text{ 又は } 6.25}}{100}$ (2) 連結法人の連結親法人事業年度が平成24年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 $(8) \times \frac{5 \text{ 又は } 6.25}{100}$	
「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{2.5 \text{ 又は } 3.75}{1,000}$ 相当額 (11) × $\frac{2.5 \text{ 又は } 3.75}{1,000}$ 15」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結法人の連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 $(11) \times \frac{\cancel{2.5 \text{ 又は } 3.75}}{1,000}$ (2) 連結法人の連結親法人事業年度が平成24年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 $(11) \times \frac{2.5 \text{ 又は } 3.75}{1,000}$	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額17」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 資本又は出資を有する連結親法人……「2」と「16」とのうち少ない金額 (2) 資本又は出資を有しない連結親法人……「2」と「14」とのうち少ない金額	
「国外関連者に対する寄附金額19」	各連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を合計して記載します。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額21」	次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 資本又は出資を有する連結親法人……「20」－「13」－「17」－「18」の金額 (2) 資本又は出資を有しない連結親法人……「20」－「9」－「17」－「18」の金額	
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	各連結法人が支出した寄附金のうち法第37条第3項第1号又は第2号に規定する国若しくは地方公共団体（港湾法の規定による港湾局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について法第81条の6第3項の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄	各連結法人が支出した法第37条第4項に規定する寄附金について法第81条の6第4項の適用を受ける場合（措置法第68条の96第1項の規定（特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第14項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は法第81条の6第5項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	令第77条各号又は平成20年改正前の令第77条第1項第3号に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条又は平成20年改正前の規則第24条の規定による証明書を保存しておいてください。
「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄	法第81条の6第5項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人ごとに記載します。	
	「連結法人名」	寄附金の損金不算入額に係る個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
	「指定寄附金等の金額27」	「1」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「特定公益増進法人等に対する寄附金額28」	「2」のうち「連結法人名」に記載した連結法人が支出した金額を記載します。	
	「国外関連者に対する寄附金額31」	「連結法人名」に記載した連結法人が支出した措置法第68条の88第3項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額を記載します。	

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第81条の6の規定の適用を受ける場合には、令第155条の14(特定公益信託の要件等)の規定により、この明細書にその公益信託が法第37条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の4第2項に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法81の6、令第155の13～155の16、規則22の4～24、平成20年改正前の令77、平成20年改正前の規則24、措置法68の88③、68の96①、措置法令39の23①